

和歌山県公共工事入札監視委員会第63回定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成29年6月9日(金) 10:00~11:30 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	山西陽裕(委員長) 遠藤桂介(副委員長) 坂田初美 津村雅枝 堀田祐三子 三岩敬孝	
審議対象期間	平成29年1月1日 ~ 平成29年3月31日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の設定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	— 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	— 件	
随意契約	— 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【条件付き一般競争入札】</p> <p>○国道370号（仮称竜部橋下部その1） 道路改良工事</p> <p>○国道370号（仮称竜部橋下部その2） 道路改良工事</p> <p>1. A委員 入札経過書を見ると調査落札と多数の調査対象とが記載されている。この場合、やはり総合評価の評価値の高い者から低入札価格調査を行うのか。</p> <p>2. A委員 そこでクリアすれば調査は終わり、クリアしなければ、次に評価値の高い者の調査を行うことになるのか。</p> <p>3. B委員 今回たまたま同じ業者が落札したということであり、同じ業者だから工事用道路を効率よく利用し工事ができると思うが、仮に別々の業者が落札していたらどうなのか。</p> <p>4. C委員 工事を2つに分けて発注しているが、一括で発注しなかった理由は何か。</p> <p>5. C委員 工事を2つに分けたときに予定価格が約2億9千5百万円と約2億7千6百万円と同じような金額に分かれているが、基本的にどんなところが違うのか。</p> <p>6. C委員 コンクリートの量だけではないんですね。</p>	<p>（発注機関：海草振興局建設部海南工事事務所）</p> <p>1. 評価値の高い者から順に調査を行う。</p> <p>2. そうです。</p> <p>3. 2社であれば、工事用道路をぎりぎり対向しながらでも工事ができると考え、2つの工事として発注している。今回たまたま同じ業者が落札したものである。</p> <p>4. 一括だと工事期間が長くなるので、工期の短縮を図るため、2つに分けて発注している。</p> <p>5. 橋台の大きさが少しずつ違っているので、コンクリートの量が違っている。他に止水のための矢板の長さなどが違う。</p> <p>6. そうです。</p>

<p>【条件付き一般競争入札】 ○那賀かつらぎ線（仮称JR跨線橋上部） 道路改良工事</p> <p>1. B委員 今回の工事はJRの線路を跨ぐということであり、その上に架かる橋の種類は合成桁橋ということだが、この橋の種類を決めるときに、JRから条件などがあるのか。</p> <p>2. B委員 橋の下の空間を確保していれば、橋の種類は県で自由に決められるのか。</p> <p>3. B委員 メンテナンスの頻度が多い橋にすると手間がかかるということがあるが。</p> <p>4. D委員 この工事は入札参加要件で単体企業の他に共同企業体の参加も認めている。先に審議した案件と予定価格は同じぐらいだが、先に審議した案件は単体企業のみで、今回は共同企業体の参加も認めている。単体企業のみ工事と共同企業体の参加も認める工事の決め方を教えてほしい。</p> <p>5. C委員 今回、JRの線路を跨ぐ橋を作っているが、線路の地下を通るかどちらを選ぶか県に基準みたいなものはあるのか。</p>	<p>（発注機関：伊都振興局建設部）</p> <p>1. JRから橋の種類に関しての条件はないが、鉄道のエリアを侵さないように高さや幅などの条件はある。</p> <p>2. そうです。</p> <p>3. メンテナンスのことも含めて橋の種類を選定を行っている。</p> <p>4. 大規模工事で施工可能な県内企業が少ない工事については、単体企業の他に共同企業体の参加を認める混合入札方式としている。 これは、高度な技術力を持つ業者と共同企業体を組むことで、県内業者の技術力の育成を図るためである。</p> <p>5. 地理的な条件や土地利用の制約などからどちらが合理的かを考えることになる。 今回の場合は道路の構造令に則った形で勾配も十分取れるということで橋になっている。</p>
<p>【意見交換会】 下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について 2. 入札制度見直しについて</p>	